

平成30年度 人事行政の運営等の状況

檜葉町職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

本町では平成17年6月に「檜葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しており、前年度の町職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況について毎年公表することにより、その公正性と透明性を高めることとしています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成30年度新規採用の状況

一般行政職	8人
事務職	8人
技術職	0人

(2) 平成31年度退職者の状況(平成31年3月31日現在)

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	-	-	8人	-	-	-	-	-	8人
技能労務職	-	-	-	-	-	-	-	-	0人
合計	-	-	8人	-	-	-	-	-	8人

(3) 部門別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数(人)	主な増減理由	
		平29	平30			
普通 会 計	一般行政	議会	2	2	0	事業の統廃合縮小
		総務	42	37	▲5	
		税務	7	7	0	
		労働	-	-	-	
		農水	8	9	1	
		商工	6	6	0	
		土木	10	12	2	
		民生	16	15	▲1	
	政	衛生	10	8	▲2	欠員不補充 事業の統廃合縮小
		一般行政計	101	96	▲5	
	特別行政	教育	11	12	1	業務増
		消防	-	-	-	
		小計	11	12	1	
計	普通会計計	112	108	▲4		
公営企業等	病院	-	-	-		
	水道	-	-	-		
	交通	-	-	-		
	下水道	2	2	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	0		
総合計		118	114	▲4		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

2 職員の人事評価の状況(平成30年度)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改定に伴い、平成28年度から勤務評定に変わり、人事評価制度を導入しております。

平成30年度については、全職員を対象に研修会を実施し人事評価制度の浸透を図る一方で、各職員の能力及び業績について、評価を行っております。

3 職員の給与の状況

檜葉町の給与・定員管理等についての公表(別紙)を本書の人事行政の運営等の状況に活用しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成30年4月1日現在で標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分		午後0時00分から 午後1時00分まで	土曜日 日曜日

あおぞらこども園は土曜日開園、延長保育を実施しているため、上表とは異なる勤務形態をとっています。

(2) 年次休暇の状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
2,968日	913日	87人	10.5日	30.8%

(3) 休暇等の種類(平成30年4月1日現在)

区分	内容	備考
年次有給休暇	1年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	疾病の区分に応じた期間は有給
特別休暇	産前・産後休暇 出産予定日の8週間前から出産の日まで(多胎妊娠にあつては14週間以内)及び出産の日から8週間を経過する日までの期間	有給
	配偶者出産休暇 3日以内の期間	有給
	出産育児休暇 配偶者が出産をする場合、出産予定日前8週間から出産日まで(多胎妊娠は14週間以内)及び出産後8週間を経過する日までに、出産に係る子または小学校就学前の子の養育の必要がある期間 5日以内	有給
	つわり休暇 10日以内の期間	有給
	生理休暇 その都度2日以内の期間	有給
	忌引休暇 職員の親族が死亡したとき。 例:配偶者 10日以内 血族父母 7日以内 血族子 5日以内 血族祖父母 3日以内 血族孫 1日以内 血族兄弟姉妹 3日以内	有給
	夏季休暇 毎年7月1日から9月30日までの期間内で5日以内	有給
	ボランティア休暇 5日以内	有給
	結婚休暇 連続する7日以内	有給
	保育時間休暇 生後1年未満の子を育てる職員が、必要とみとめられる授乳等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき女子職員(1日2回、1回45分以内) 男子職員(1日2回、1回30分以内)	有給
	父母の祭日休暇 その都度1日以内の期間	有給
	ドナー休暇骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供を行う場合 必要と認められる期間	有給
	公民権行使のための休暇 必要と認められる期間	有給
	公の職務執行のための休暇 必要と認められる期間	有給
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇 必要と認められる期間	有給
	風水震災等による交通の遮断を事由とする休暇 必要と認められる期間	有給
	風水震災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇 1週間の範囲内で必要と認められる期間	有給
交通機関の事故等を事由とする休暇 必要と認められる期間	有給	
風水震災等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇 必要と認められる期間	有給	

	子の看護休暇 5日(その養育する子が小学校就学前で2人以上の場合10日)以内	有給
	短期介護休暇 5日(要介護者が2人以上の場合 10日)以内	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により親族を介護しなければならないとき。通算して6月を限度として必要とみとめられる期間	有給 (勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額)

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況(平成30年度)

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないとする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

部分休業とは、小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないとする制度です。部分休業をしている時間については、給与は支給されません。

	育児休業	部分休業
男性職員	0	0
女性職員	2	0
計	2	0

(注)取得者数欄の上段には平成29年度に新たに取得した者、下段には平成29年度以前から引き続き取得している者の人数を記載しています。

6 職員の分限及び懲戒処分状況(平成30年度)

処分の種類	処分者数	内 容
分限処分	0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分。
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	3人

7 職員のサービスの状況(平成30年度)

※ 地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされている。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課せられている。

区分・内容	内 容	違反者
命令に従う義務 (地公法第32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地公法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務に専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法第36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 (地公法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

8 職員の退職管理の状況

退職した職員の離職前5年間(管理職については、その職に就いていた期間)に在職していた職務に対する契約事務等についての働きかけが規制されるようになりました。
平成30年度に退職した職員の再就職状況は、次のとおりです。

退職時役職	再就職先	再就職先の役職	退職年月日	再就職年月日
再就職者なし				

9 職員の研修の状況(平成30年度実施状況)

研修名	期間	人数	研修先	備考
新規採用職員研修	1日	6人	檜葉町庁舎内	職場内研修
新規採用職員研修(前期)	5日	3人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
新規採用職員研修(後期)	5日	3人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
基礎力アップ研修	3日	6人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
応用力アップ研修	3日	4人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
公会計基礎講座	3日	1人	ふくしま自治研修センター	職場外研修
人事評価制度被評価者研修	1日	80人	檜葉町庁舎内	職場内研修
人事評価制度評価者研修	2日	14人	檜葉町庁舎内	職場内研修

10 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成30年度)

(1) 職員の健康管理

※ 本町では、職員の疾病予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「生活習慣病予防診断」などの各種健康診断などを実施している。

事業名	対象
生活習慣病予防健康診断	全職員
胸部健康診断	全職員
婦人科健康診断(子宮がん)	女子職員
婦人科健康診断(乳がん)	女子職員
人間ドック健康診断	年度毎に対象者を指定する
健康相談事業	心身の健康に関する相談を要する者
ストレスチェック	全職員
臨床心理士個別面談	全職員

(2) 職員の福利厚生(平成30年度)

※ 地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生(計画)を樹立し、実施することが義務づけられている。本町では、職員の互助会「檜葉町職員共助会」において福利厚生事業を行っている。なお、下記給付事業は、会員の会費からなる事業費によって給付している。

檜葉町職員共助会給付事業の概要(主なもの)

給付事業名称	内容	給付額	決算額
病気見舞金給付事業	傷害や病気により入院等をした場合	10,000円	60,000円
弔慰金給付事業	会員が死亡した場合	20,000円と花環	0円
	会員の配偶者が死亡した場合	15,000円と花環	0円
	会員の被扶養者及び同一生計の親族が死亡した場合	10,000円と花環	10,000円
	会員の実父母が死亡した場合	10,000円と花環	40,000円
結婚祝金給付事業	結婚したとき	20,000円	120,000円
出産費給付事業	会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000円	110,000円
災害見舞金給付事業	災害により家屋・家財に被害があったとき	程度により 60,000円以内	0円
報奨金給付事業	勤続30年の職員に対して	70,000円	140,000円
退会金給付事業	会員が退会したとき	勤続年数に応じて 20,000円～70,000円	380,000円
研修旅行助成事業	会員(3名から)相互の親睦のための研修旅行に対して	1日1人最高3日 7,000円	378,000円
クラブ活動助成事業	会員の健康増進のためのクラブ活動助成	予算の範囲内	131,000円

(3) 公務災害補償制度(平成30年度)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島県支部	3件	公務災害3件

※ 職員が、公務災害又は通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されている。

11 公平委員会の状況(平成30年度)

(1) 公平委員会の事務の委託

※ 地方公務員法第7条第3項の規定により、町は公平委員会を置くこととされている。ただし、同法第7条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができることとされており、本町では公平委員会の事務を県の人事委員会に委託している。また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることになっている。

(2) 公平委員会の権限

※ 公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項に定められている。

その主な内容は次のとおり。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- ・ 職員の苦情を処理すること。

(3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求状況 該当なし

② 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

③ 人事行政相談の状況 該当なし

④ その他

ア 職員団体の登録の状況 登録団体名 自治労檜葉町職員労働組合

イ 変更登録年月日とその内容 平成29年5月16日 役員の変更

平成30年3月30日 役員の変更

ウ 管理職等の範囲の指定の状況(県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則改正年月日) 平成29年7月14日

檜葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	7,140人	千円 18,637,778	千円 2,865,728	千円 1,022,050	% 5.48	% 6.20

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 101	千円 370,279	千円 99,396	千円 149,759	千円 619,434

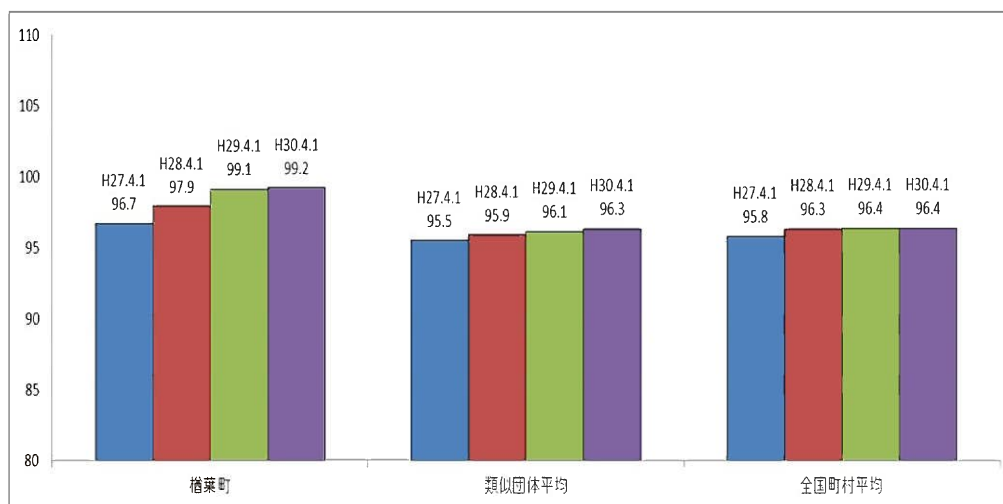
(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 6,133	千円 5,523

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

~~3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。~~

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ・給与制度の総合的見直しに伴う経過措置を廃止していない
- ・高齢層諸君の昇格時号給抑制措置の未実施
- ・福島県人事委員会勧告を踏まえ、給与水準の適正を図っていく

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」においてラスパイレレス比較した平均給与月額で、人事委員会設置なしのため記載不要。なお、ラスパイレレスにおいて市民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額で記載する。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表についても、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。
 (実施時期) 【記入例】平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成 4月1日 時点	支給なし	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%
△△市の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の人事委員勧告に準拠し見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	39.7歳	299,918円	385,349円	317,870円
福島県	42.8歳	329,300円	411,529円	360,621円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.5歳	304,556円	350,996円	329,554円

②技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

③教育職（幼稚園）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	47.0歳	347,000円	423,042円
福島県	47.9歳	401,400円	445,064円
類似団体	40.2歳	290,722円	321,524円

④教育職（その他）

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、教育職員（その他）が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		檜 葉 町	福 島 県	国
一般行政職	大学卒	183,400円	190,100円	179,200円
	高校卒	150,400円	154,900円	147,100円
技能労務職	高校卒	156,000円	152,900円	—
	中学卒	151,950円	144,500円	—
教 育 職	大学卒	183,400円	212,200円	—
	高校卒	150,400円	165,700円	—
〇 〇 職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満
一般行政職	大学卒	270,900円	337,500円	366,200円	391,600円
	高校卒	0円	282,600円	0円	386,500円

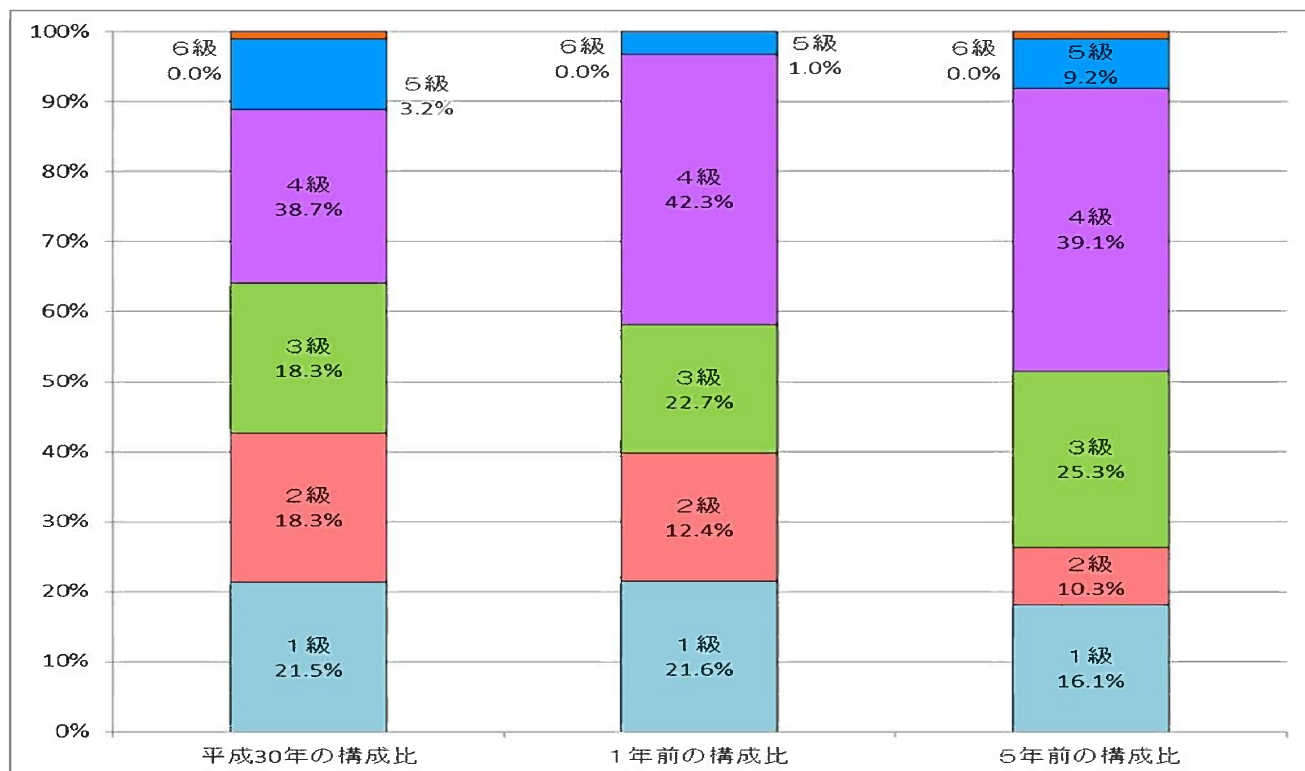
区 分		経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
一般行政職	大学卒	398,100円	0円
	高校卒	377,700円	386,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

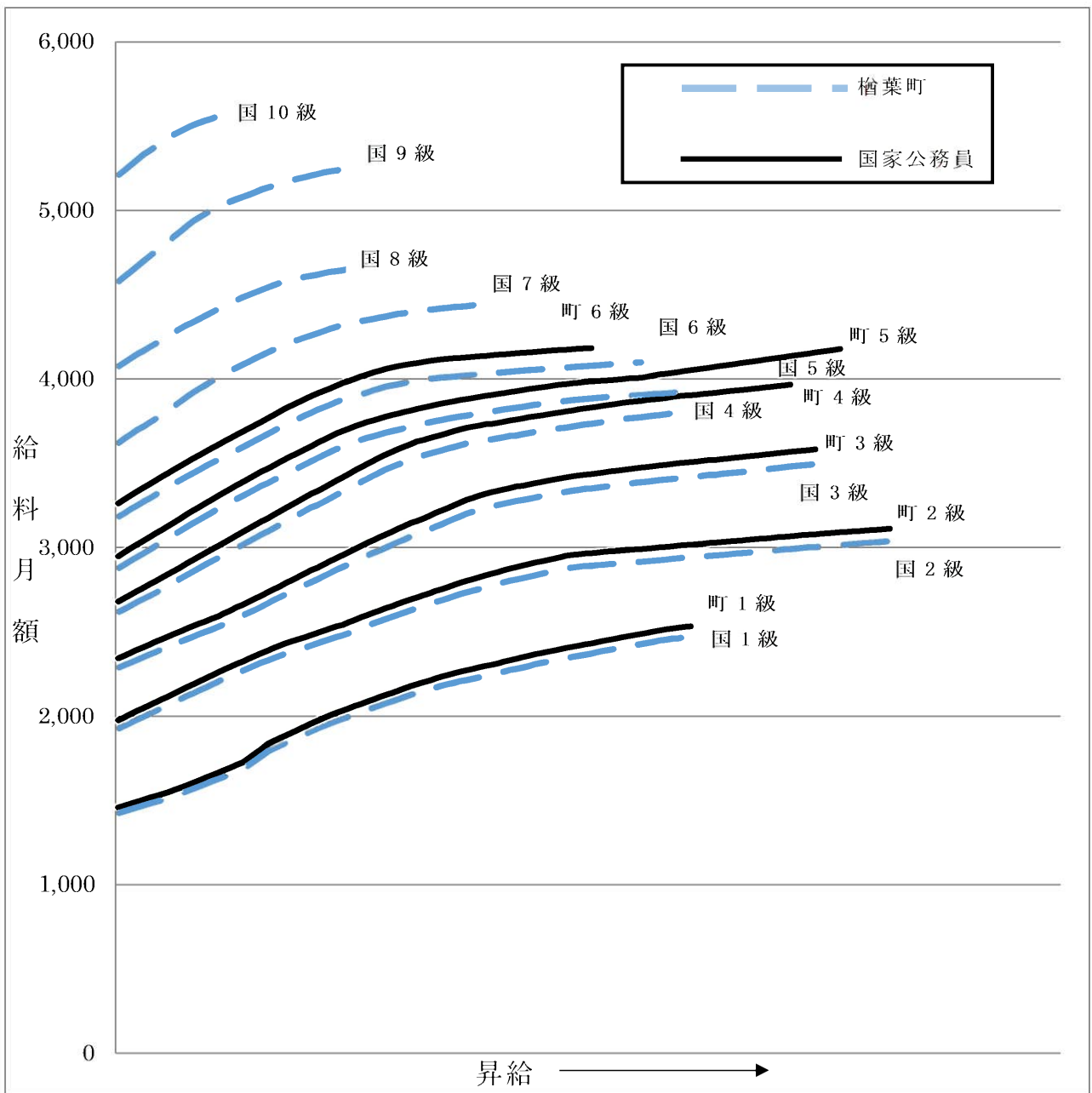
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
		人	%	円	円
1級	主事	19	21.3	145,800	253,100
2級	主査	19	21.3	197,500	311,100
3級	主任主査・係長	19	21.3	234,200	358,200
4級	課長・主幹・課長補佐	22	24.7	267,900	396,500
5級	参事	9	10.1	294,800	417,500
6級	(困)参事	1	1.1	326,200	418,100

- (注) 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（檜葉町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,432千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,769千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.8月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.8月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（檜葉町）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

檜 葉 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
自己都合：2,416千円					
応募認定・定年：21,918千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（〇年4月1日現在）

支給実績（〇年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（〇年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	該当なし	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		236 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		8,121 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		25.9 %		
手当の種類 (手当数)		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務従事職員の 手当	右記業務に従事 した職員	滞納者に対する税の徴収、申告及 び家屋調査事務に従事したとき	160 千円	日額500円
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業に従事したと き	0 千円	1回当たり 1,000円
防疫作業に従事する 職員の手当	右記業務に従事 した職員	家畜伝染病作業に従事したと き	0 千円	日額500円
結核性疾患者の指導 業務に従事する保健 師の手当	右記業務に従事し た職員	保健師が結核性疾患者の指導 業務に従事したとき	0 千円	日額500円
用地交渉に従事する 職員の手当	右記業務に従事し た職員	用地交渉に従事したとき	20 千円	日額500円
狂犬病予防注射、野犬 狩及び死犬等処理に 従事する職員の勤務 手当	右記業務に従事し た職員	狂犬病予防注射、野犬狩及び 死犬等処理に従事したとき	18 千円	日額500円
病虫害防除に従事す る職員の手当	右記業務に従事し た職員	病虫害防除に従事したとき	11 千円	日額500円
死体取扱業務に従事 する職員の手当	右記業務に従事し た職員	死体取扱業務に従事したとき	10 千円	1回当たり 3,000円
滞納者に対する保険 料及び使用料徴収事 務に従事する職員の 手当	右記業務に従事し た職員	滞納者に対する保険料及び使 用料徴収事務に従事したとき	13 千円	日額 500 円
原子力災害時の立入 調査等に従事する職 員の手当	右記業務に従事し た職員	原子力災害時の立入調査等に 従事したとき	15 千円	日額 3,000 円
福島第一原子力発電 所の事故に伴う警戒 区域において災害応 急作業等に従事する 職員の手当	右記業務に従事し た職員	福島第一原子力発電所の事故 に伴う警戒区域において災害 応急作業に従事したとき	0 千円	1回あたり 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	63,866千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	710千円
支給実績（28年度決算）	52,986千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	541千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （29年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 9,456	円 189,127
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 5,756	円 261,267
通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 9,506	円 96,016
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ	—	千円 360	円 360,000

管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 6,475	円 404,688
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 21	円 10,500
宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	千円 1,350	円 15,693
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給(支給額)基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	千円 178	円 89,000

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	778,000円 (778,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 345,000円
	副 市 町 村 長	617,000円 (617,000円)	653,000円 / 360,000円
報 酬	議 長	296,000円 (296,000円)	365,000円 / 200,000円
	副 議 長	254,000円 (254,000円)	316,000円 / 168,000円
	議 員	238,000円 (238,000円)	301,000円 / 143,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(29年度支給割合) 3.10 月分	計算の基礎となる額は、給料月額に15%加算した額
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.10 月分	計算の基礎となる額は、月額報酬に15%加算した額

退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額) 17,925千円	(支給時期) 任期毎
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.29	8,589千円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

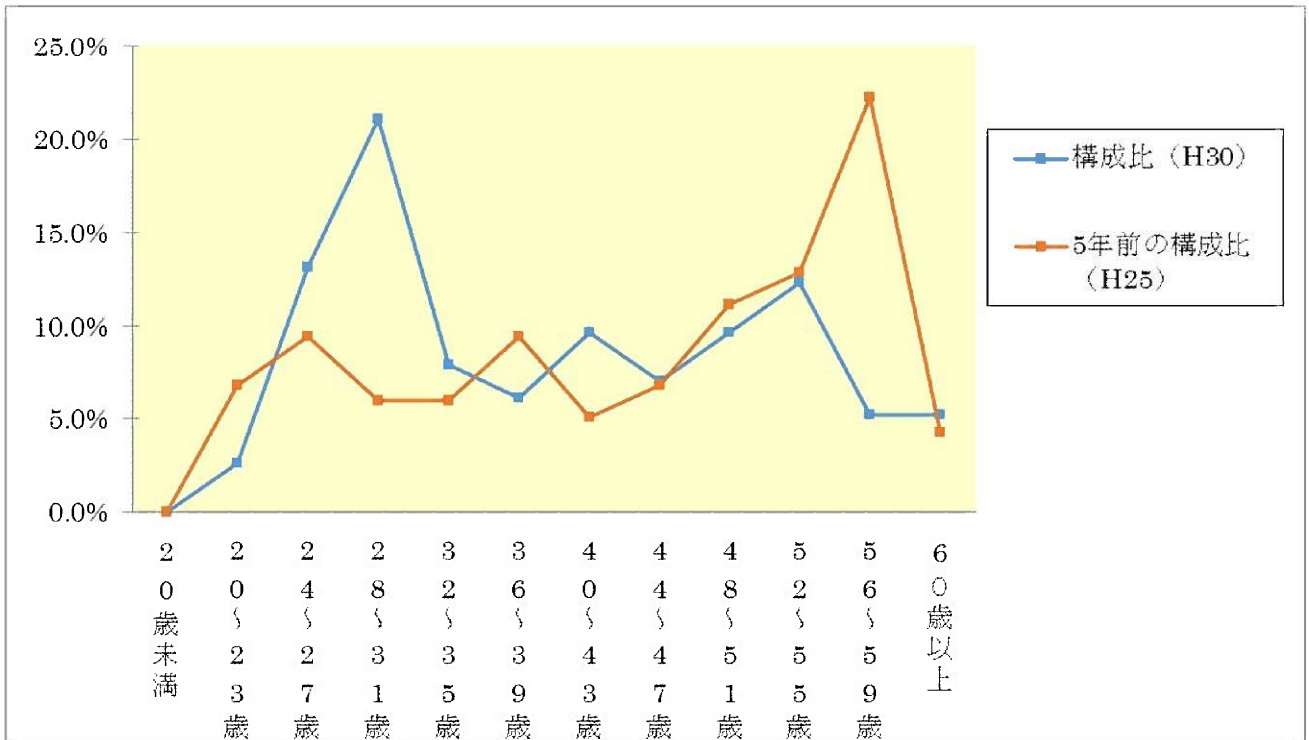
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務・企画	2	2	0	
		税務	42	37	-5	
		労働	7	7	0	
		農林水産	—	—	—	
		農林水産	8	9	1	
		商工	6	6	0	
		土木	10	12	2	
		民生	16	15	-1	
		衛生	10	8	-2	
		計	101	96	-5	
	教育部門	11	12	1		
	消防部門					
	小計	112	108	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.33人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.23人)	
公営企業等部門	下水道	2	2	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	0		
	合計	118 [123]	114 [123]	4 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 156.57人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	15人	24人	9人	7人	11人	8人	11人	14人	6人	6人	114人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	95	92	95	103	101	96	1(1.1%)
教育	15	14	13	13	11	12	-3(-20%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	110	116	108	116	116	108	-2(1.8%)
公営企業等会計計	7	7	7	6	6	6	-1(-14.2%)
総合計	117	113	115	122	122	114	-3(-2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	422,122	48,332	10,527	2.5	1.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	2	7,116	3,822	2,986	13,924	6,962	6,128

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ—特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜葉町	36.5 歳	309,500円	580,177円
団体平均	43.2 歳	339,266円	510,928円
事業者	—歳	—	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	団体平均等
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,493千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,502千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.8月分 (1.40)月分 (0.80)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

檜 葉 町			(一般行政職・団体平均等)
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	1人当たり平均支給額 7,250千円
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
1人当たり平均支給額			
自己都合：	0千円		
応募認定・定年：	0千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（○年4月1日現在）

支給実績（○年度決算）				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）				円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
	支給なし	人	%	
		人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（○年4月1日現在）

支給実績（○年度決算）				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）				%
手当の種類（手当数）		支給なし		
手当の名称	主な支給対象職員		象業務	支給実績 (○年度決算)
○○手当			千円	日額○○円
○○手当			千円	1件当たり○○円

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	3,268千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	1,634千円
支給実績（28年度決算）	3,318千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	1,659千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	千円 312	円 121,200
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	千円 0	円 0
通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。 63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	千円 242	円 121,200
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ	—	千円 0	円 0
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	千円 0	円 0
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命じられた職	異なる	支給額等	千円	円

	員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満 の場合2,800円)			0	0
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌 年3月までの各月の初 日)において、支給対象 地域に在勤する職員に 支給(支給額)基準日に おける地域の区分及び 職員の世帯等の区分に 応じた定額	同じ	—	千円 0	円 0